

【業務エリア・審査対象建築物等】

1. 業務エリア

静岡県焼津市全域

2. 審査対象建築物等

当市は建築基準法第4条第2項の特定行政庁です。

建築物：すべての建築物

昇降機：すべての昇降機

工作物：すべての工作物

3. 仮受付

引受承認後、システムで自動的に入力される受付日は仮受付日と扱い、事前審査終了後に本受付日を入力させていただきます。

4. 確認済証その他の処分通知等の交付

確認済証その他の処分通知等の交付は、窓口での手交又は郵送となります。

(1) 郵送を利用する場合、郵送にかかる送料等（返送料含む。）は恐れ入りますが申請者のご負担となります。

(2) 郵送する場合の各種申請書等は、「信書」扱いとなります。必ず、信書便を取扱うサービスをご利用ください。（総務省 HP「信書のガイドライン」参照）

(3) 返送が必要な場合及び希望される場合は必ず返送用の封筒等を同封してください。また、返送用の封筒等には、必ず宛名を記入し切手等の貼付をお願いします。

5. 手数料

確認済証・検査済証等の受領時に窓口でお支払いいただいております。

遠方等で窓口受領が難しい方は、建築住宅課建築審査担当にご相談ください。

【申請データの作成について】

1. 当面、添付する図面のサイズはA3以下としてください。

2. 図面は1ファイル1枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。